

認定特定非営利活動法人アイセック・ジャパン 定款

2001 年3 月11 日 起草
2025 年6 月22 日改訂版
於 夏期国内総会

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、認定特定非営利活動法人アイセック・ジャパンという。ただし、英文表記は AIESEC in Japan とする。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都新宿区新小川町4番16号飯田橋プラレールビル 3F に置く。

(目的)

第3条 この法人は、次世代を担う若者に対して、異文化や実社会と接する機会の提供を重視した事業を行うことにより、国際性および社会性を兼ね備えた人材を育成することを目的とする。また、その人材が主体性を持って将来的に国際社会に貢献する事で、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 国際協力の活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言または援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として次の事業を行う。

- (1) 海外研修生受け入れ事業
- (2) 海外研修生送り出し事業
- (3) 海外研修生リモート受け入れ事業
- (4) 会員団体の設立、運営を支援する事業
- (5) 第 3 条の目的を達成するための教育、啓蒙に必要なセミナー事業
- (6) その他第 3 条の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の 2 種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した団体
- (2) 賛助会員 当法人の目的に賛同し、賛助金を納める団体

(入会)

は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること

(5) 事務局の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること

(任期等)

第16条 役員の任期は 1 年とする。ただし、再任はこれを妨げない。

2 補欠のため、または増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事または監事のうち、第 13 条第 1 項が定める 3 分の 1 の役員数を欠くときは、遅滞無くこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一つに該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与なければならない。

(辞任)

第19条 役員は、心身の不調およびやむ負えない事情により職務の遂行が困難となった場合に限り、総会への届出を以って任意に辞任する事ができる。

(報酬等)

第20条 役員は、その職務に対する報酬を受けることができない。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第4章 顧問および諮問委員

第1節 顧問

(職務)

第21条 顧問は、顧問会議を組織し、この法人の活動に対し意見を述べる。

(選任)

第22条 顧問は、この法人の目的に賛同する個人の中から、理事会の承認をもって、会長がこれを委嘱する。

(権能)

第23条 顧問は、総会および理事会に出席し、発言することができる。

職員給与規程

2025年12月14日 起草
於 冬期国内総会

（目的）

第1条 この職員給与規程（以下「本規程」という。）は、特定非営利活動法人アイセック・ジャパン（以下「当法人」という。）に勤務する職員（以下「職員」という。）の給与に関する事項を定め、法人運営の透明性を確保することを目的とするものである。

（定義）

第2条 本規程は、当法人に職員として採用された者に対して適用する。

（給与等の定義）

第3条 本規程で給与とは、労働の対価として職員に支払われるものをいう。

（均等待遇）

第4条 当法人は、職員の性別、国籍、信条、又は社会的身分を理由として、給与について差別的取扱いをしないものとする。

（給与の決定）

第5条 給与は職員の勤務形態に応じて、理事会にてこれを定めるものとする。

（給与締切日及び支払日）

第6条 給与は、当月1日から当月末日迄の分を毎月25日（支給日が金融機関の休日にあたる場合は直前の休日でない日に繰り上げる。）に支払う。

（給与の支払方法）

第7条 給与は、職員が指定した本人名義の預貯金口座へ振り込むことによって支払う。但し、職員が希望した場合は、通貨によって直接本人に支払う。

（給与からの控除）

第8条 当法人は、給与の支払いに当たって、次に掲げる各号のものを控除する。

- (1) 所得税及び住民税
- (2) 健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料及び介護保険料

（時間外・休日・深夜勤務手当）

第9条 当法人は、時間外・休日・深夜勤務を命じた職員には、その時間外・休日・深夜勤務をした実績について手当を支給する。

2. 時間外手当の額は、次の計算方法により算出するものとする。

- (1) 法定内時間外勤務に対する時間外勤務手当：
基本給÷平均所定勤務時間×1.00×時間数
- (2) 法定外時間外勤務に対する時間外勤務手当：
基本給÷平均所定勤務時間×1.25×時間数

3. 休日勤務手当の額は、次の計算方法により算出する。
 - (1) 法定休日：基本給÷平均所定勤務時間×1.35×時間数
 - (2) 所定休日：基本給÷平均所定勤務時間×1.25×時間数
4. 深夜勤務手当の額は、次の計算方法により算出する。
基本給÷平均所定勤務時間×0.25×時間数

(交通費)

第10条 職員の交通費は、実費を支給するものとする。

(改廃)

第11条 本規程は財務小委員会が管理し、当法人の国内総会の承認を経て改廃を行うものとする。

附則

本規程は、2025年12月14日より施行する。

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	認定特定非営利活動法人アイセック・ ジャパン	事業年度	2025年4月1日～2026年3月31日
-----	---------------------------	------	----------------------

- 1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]
※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規則第32条第1項各号に対応しています。以下同じです。

(1) 収益の源泉別の明細

収 益 源 泉 の 内 訳	金 額
海外研修生受入事業収益	2,145,000円
会員団体からの負担金収益	9,570,882円
海外研修生送出事業収益	16,046,800円
賛助会員受取会費	5,332,500円
受取寄附金	4,563,500円
年会費収益	2,500,000円
受取利息	43,537円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	40,202,219円

(2) 借入金の明細

借 入 先	金 額
なし	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

(3) その他

長期保有目的で有価証券を保有しております。有価証券の残高と有価証券評価損益は下記の通りです。 有価証券残高：416,055円、有価証券評価損：▲9,945円

2 取引の内容に関する事項 [③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]

(1) 収益の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取 引 内 容 等
		877,310円	会員団体からの負担金収益
		800,000円	賛助会員会費
		785,892円	会員団体からの負担金収益
		700,650円	会員団体からの負担金収益
		671,820円	会員団体からの負担金収益

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取 引 内 容 等
		6,478,426円	国外事務局への会費・分担金
		5,961,410円	安全管理業務委託費
		550,370円	外部監査委託費用
		447,855円	賃借料
		419,320円	クラウドサイン利用料

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引
イ 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

[illegible]

				円	
				円	
				円	

□ 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	貸付資産の内容	貸付年月日	対価の額	その他の取引条件等
		会員団体への長期貸付金	R7.1.22	237,954円	返済期日：令和16年9月末日 金利：0%
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
		法人が会員団体の活動を支援する目的で支出する費用に関する分担金受取	R7.4.1 ～ R8.3.31	118,629円	社員総会の承認によって決定
		事業委託費支払	R7.4.1 ～ R8.3.31	120,000円	社員総会の承認によって決定
		法人が会員団体の活動を支援する目的で支出する費用に関する分担金受取	R7.4.1 ～ R8.3.31	451,425円	社員総会の承認によって決定
		事業委託費支払	R7.4.1 ～ R8.3.31	80,000円	社員総会の承認によって決定
		法人が会員団体の活動を支援する目的で支出する費用に関する分担金受取	R7.4.1 ～ R8.3.31	352,702円	社員総会の承認によって決定
		事業委託費支払	R7.4.1 ～ R8.3.31	20,000円	社員総会の承認によって決定
		法人が会員団体の活動を支援す	R7.4.1 ～	506,756円	社員総会の承認によって決定

	る目的で支出する費用に関する分担金受取	R8.3.31		
	事業委託費支払	R7.4.1 ～ R8.3.31	390,000円	社員総会の承認によって決定
	法人が会員団体の活動を支援する目的で支出する費用に関する分担金受取	R7.4.1 ～ R8.3.31	423,313円	社員総会の承認によって決定
	事業委託費支払	R7.4.1 ～ R8.3.31	40,000円	社員総会の承認によって決定
	法人が会員団体の活動を支援する目的で支出する費用に関する分担金受取	R7.4.1 ～ R8.3.31	685,892円	社員総会の承認によって決定
	事業委託費支払	R7.4.1 ～ R8.3.31	630,000円	社員総会の承認によって決定
	法人が会員団体の活動を支援する目的で支出する費用に関する分担金受取	R7.4.1 ～ R8.3.31	439,935円	社員総会の承認によって決定
	事業委託費支払	R7.4.1 ～ R8.3.31	590,000円	社員総会の承認によって決定
	法人が会員団体の活動を支援する目的で支出する費用に関する分担金受取	R7.4.1 ～ R8.3.31	270,676円	社員総会の承認によって決定
	事業委託費支払	R7.4.1 ～ R8.3.31	80,000円	社員総会の承認によって決定
	法人が会員団体の活動を支援する目的で支出する費用に関する分担金受取	R7.4.1 ～ R8.3.31	415,534円	社員総会の承認によって決定
	事業委託費支払	R7.4.1 ～ R8.3.31	110,000円	社員総会の承認によって決定
	法人が会員団体の活動を支援する目的で支出する費用に関する分担金受取	R7.4.1 ～ R8.3.31	101,548円	社員総会の承認によって決定
	事業委託費支払	R7.4.1 ～ R8.3.31	140,000円	社員総会の承認によって決定
	法人が会員団体の活動を支援する目的で支出する費用に関する分担金受取	R7.4.1 ～ R8.3.31	777,310円	社員総会の承認によって決定
	事業委託費支払	R7.4.1 ～ R8.3.31	530,000円	社員総会の承認によって決定

	法人が会員団体の活動を支援する目的で支出する費用に関する分担金受取	R7.4.1 ～ R8.3.31	571,820円	社員総会の承認によって決定
	事業委託費支払	R7.4.1 ～ R8.3.31	510,000円	社員総会の承認によって決定
	法人が会員団体の活動を支援する目的で支出する費用に関する分担金受取	R7.4.1 ～ R8.3.31	375,055円	社員総会の承認によって決定
	事業委託費支払	R7.4.1 ～ R8.3.31	160,000円	社員総会の承認によって決定
	法人が会員団体の活動を支援する目的で支出する費用に関する分担金受取	R7.4.1 ～ R8.3.31	324,275円	社員総会の承認によって決定
	事業委託費支払	R7.4.1 ～ R8.3.31	120,000円	社員総会の承認によって決定
	法人が会員団体の活動を支援する目的で支出する費用に関する分担金受取	R7.4.1 ～ R8.3.31	231,172円	社員総会の承認によって決定
	事業委託費支払	R7.4.1 ～ R8.3.31	60000円	社員総会の承認によって決定
	法人が会員団体の活動を支援する目的で支出する費用に関する分担金受取	R7.4.1 ～ R8.3.31	428,291円	社員総会の承認によって決定
	事業委託費支払	R7.4.1 ～ R8.3.31	190,000円	社員総会の承認によって決定
	法人が会員団体の活動を支援する目的で支出する費用に関する分担金受取	R7.4.1 ～ R8.3.31	600,650円	社員総会の承認によって決定
	事業委託費支払	R7.4.1 ～ R8.3.31	380,000円	社員総会の承認によって決定
	法人が会員団体の活動を支援する目的で支出する費用に関する分担金受取	R7.4.1 ～ R8.3.31	348,033円	社員総会の承認によって決定
	事業委託費支払	R7.4.1 ～ R8.3.31	50,000円	社員総会の承認によって決定
	法人が会員団体の活動を支援する目的で支出する費用に関する分担金受取	R7.4.1 ～ R8.3.31	357,429円	社員総会の承認によって決定

	事業委託費支払	R7.4.1 ～ R8.3.31	150,000円	社員総会の承認に よって決定
	法人が会員団体の活動を支援する目的で支出する費用に関する分担金受取	R7.4.1 ～ R8.3.31	469,505円	社員総会の承認に よって決定
	事業委託費支払	R7.4.1 ～ R8.3.31	170,000円	社員総会の承認に よって決定
	法人が会員団体の活動を支援する目的で支出する費用に関する分担金受取	R7.4.1 ～ R8.3.31	412,204円	社員総会の承認に よって決定
	事業委託費支払	R7.4.1 ～ R8.3.31	320,000円	社員総会の承認に よって決定
	法人が会員団体の活動を支援する目的で支出する費用に関する分担金受取	R7.4.1 ～ R8.3.31	381,576円	社員総会の承認に よって決定
	事業委託費支払	R7.4.1 ～ R8.3.31	140,000円	社員総会の承認に よって決定
	法人が会員団体の活動を支援する目的で支出する費用に関する分担金受取	R7.4.1 ～ R8.3.31	352,296円	社員総会の承認に よって決定
	事業委託費支払	R7.4.1 ～ R8.3.31	140,000円	社員総会の承認に よって決定
	法人が会員団体の活動を支援する目的で支出する費用に関する分担金受取	R7.4.1 ～ R8.3.31	174,856円	社員総会の承認に よって決定
	事業委託費支払	R7.4.1 ～ R8.3.31	210,000円	社員総会の承認に よって決定

3 寄附者に関する事項 [④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

氏名	寄附金額	受領年月日
なし	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

[illegible]

4 役員等に対する報酬又は給与の状況〔⑤イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(口を除く。)、口 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額〕

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者^(注1)（以下「役員等」という。）に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

（注1）「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(口を除く。)

氏 名	職 名	法人との関係 (注2)	報酬・給与の 区 分	支 給 期 間 等	支 給 金 額
なし					

（注2）注1の①～④の内容を具体的に記述します。

口 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額

集計期間	2025 年 4 月 1 日 ～ 2026 年 3 月 31 日
給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額
0人	0円

5 支出した寄附金に関する事項〔⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日〕

支出先の名称等	住所等	支出年月日	支出金額	寄附の目的等
		R7.4.1 ～ R8.3.31	20,000円	会員団体の活動支援 および寄附金の中継 送金のため
		R7.4.1 ～ R8.3.31	30,000円	会員団体の活動支援 および寄附金の中継 送金のため
		R7.4.1 ～ R8.3.31	112,500円	会員団体の活動支援 および寄附金の中継 送金のため
		R7.4.1 ～ R8.3.31	112,500円	会員団体の活動支援 および寄附金の中継 送金のため
		R7.4.1 ～ R8.3.31	230,000円	会員団体の活動支援 および寄附金の中継 送金のため
		R7.4.1 ～ R8.3.31	221,250円	会員団体の活動支援 および寄附金の中継 送金のため
		R7.4.1 ～ R8.3.31	132,000円	会員団体の活動支援 および寄附金の中継 送金のため
		R7.4.1 ～ R8.3.31	127,000円	会員団体の活動支援 および寄附金の中継 送金のため
		R7.4.1 ～ R8.3.31	30,000円	会員団体の活動支援 および寄附金の中継 送金のため
		R7.4.1 ～ R8.3.31	298,000円	会員団体の活動支援 および寄附金の中継 送金のため
		R7.4.1 ～ R8.3.31	222,250円	会員団体の活動支援 および寄附金の中継 送金のため
		R7.4.1 ～ R8.3.31	288,000円	会員団体の活動支援 および寄附金の中継 送金のため
		R7.4.1 ～ R8.3.31	103,000円	会員団体の活動支援 および寄附金の中継 送金のため
		R7.4.1 ～ R8.3.31	370,500円	会員団体の活動支援 および寄附金の中継 送金のため
		R7.4.1 ～ R8.3.31	70,000円	会員団体の活動支援 および寄附金の中継 送金のため
		R7.4.1 ～ R8.3.31	89,500円	会員団体の活動支援 および寄附金の中継 送金のため

	R7.4.1 ～ R8.3.31	113,000円	会員団体の活動支援 および寄附金の中継 送金のため	
	R7.4.1 ～ R8.3.31	134,000円	会員団体の活動支援 および寄附金の中継 送金のため	
	R7.4.1 ～ R8.3.31	108,000円	会員団体の活動支援 および寄附金の中継 送金のため	
	R7.4.1 ～ R8.3.31	619,000円	会員団体の活動支援 および寄附金の中継 送金のため	
	R7.4.1 ～ R8.3.31	110,000円	会員団体の活動支援 および寄附金の中継 送金のため	
	R7.4.1 ～ R8.3.31	69,500円	会員団体の活動支援 および寄附金の中継 送金のため	
	R7.4.1 ～ R8.3.31	46,000円	会員団体の活動支援 および寄附金の中継 送金のため	
	R7.4.1 ～ R8.3.31	301,000円	会員団体の活動支援 および寄附金の中継 送金のため	
		合　　計	3,957,000円	

6 海外への送金等に関する事項 [⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日]

[illegible]

認定基準等チェック表（第 3 表）

（初葉）

法人名	認定特定非営利活動法人アイセック・ジャパン					チェック欄	
3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること						✓	
イ 従業員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ 3 分の 1 以下であること							
(1) 役員及びその親族等 (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等 ロ 各社員の表決権が平等であること ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記 録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと							
イ							
区 分	項 目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)	
①	②	③	④	⑤			
①	2025 年 4 月 1 日～ 2025 年 3 月 31 日	15 人	0 人	0%	0 人	0%	
②	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%	
③	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%	
④	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%	
⑤	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%	
⑥	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%	
申請時		15 人	0 人	0%	0 人	0%	
(注1) 各欄の人数等は、第 3 表付表 1「役員の状況」から転記してください。 (注2) ③及び⑤については、小数点以下第 2 位を切り捨てた数値を記載してください。							
ロ							
各社員の表決権が平等である		①	②	③	④	⑤	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等		はい・ いいえ	はい・ いいえ	はい・ いいえ	はい・ いいえ	はい・ いいえ	はい・ いいえ
定款第 37 条第 1 項に「正会員は、各々 1 票ずつ表決権が付与され、かつ、発言権が認められる。」という規定。		はい・ いいえ	はい・ いいえ	はい・ いいえ	はい・ いいえ	はい・ いいえ	はい・ いいえ

（注意事項）

- ・ 認定基準等チェック表（第 3 表）は、法第 55 条第 1 項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第 55 条第 1 項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

第 3 表（次葉）

ハ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ

㉗ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」（第3表）記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑～㉔」の各欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第○条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉔」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉔」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には <u>監査証明書を添付してください。</u> ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、 <u>第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。</u>
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉔」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉔」）を示したものです。	

記載要領の補足

○ 二において、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。
なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

役 員 の 状 況 第3表付表1

法人名	認定特定非営利活動法人アイセック・ジャパン	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役 員 数		10人	人	人	人	人	人	15人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人	0人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人	0人

役 員 の 内 訳										
氏 名	住 所	職名	続柄等	就 任 等 の 状 況						
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時 就任・退任 年月日
太田 康広		理事		○						令和7年3月22日就任
米田 邦彦		理事		○						令和3年4月1日就任 令和7年6月30日退任
江夏 幾多郎		理事		○						平成24年4月1日就任
梶山 泰生		理事		○						平成25年10月12日就任
伊藤 友章		理事		○						平成20年7月1日就任
名藤 史子		理事		○						令和5年7月1日就任
横田 一彦		理事		○						令和3年4月1日就任
清水 伸哉		理事		○						令和7年4月1日就任 令和8年3月31日退任
中村 幸英		理事		○						令和7年4月1日就任 令和8年3月31日退任
西谷順平		監事		○						令和7年3月22日就任

(注意事項)

独立監査人の監査報告書

2026 年 6 月 27 日

認定特定非営利活動法人アイセック・ジャパン

理事会会長 太田 康広 殿

公認会計士

当監査法人は、認定特定非営利活動法人アイセック・ジャパンの 2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までの事業年度の下記の財務諸表について監査を行った。

記

1. 貸借対照表
2. 活動計算書
3. 連結貸借対照表
4. 連結活動計算書

この財務諸表の作成責任は理事者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる特定非営利活動法人の会計基準に準拠して、認定特定非営利活動法人アイセック・ジャパンの同事業年度の収支及び正味財産増減の状況並びに同事業年度末日現在の財政状態をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

認定特定非営利活動法人アイセック・ジャパンと当監査法人の間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

認定基準等チェック表（第4表）

（初葉）

法人名	認定特定非営利活動法人アイセック・ジャパン						チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること							✓
イ							
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
ロ							
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

（注意事項）

- 「認定基準等チェック表（第4表）」は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表（次葉）」（ハ及びニ）の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

認定基準等チェック表（第 5 表）

法人名	認定特定非営利活動法人アイセック・ジャパン		チェック欄																																
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること イ 特定非営利活動促進法第 28 条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの） ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ 助成の実績を記載した書類			✓																																
<table border="1"> <tr> <td colspan="2">次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。 ※閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。</td> <td colspan="2">同 意</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>する</td> <td>しない</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td colspan="3"> ① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち 10 人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し） ※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの </td> </tr> <tr> <td>ロ</td> <td colspan="3">各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類</td> </tr> <tr> <td>ハ</td> <td colspan="3">寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類</td> </tr> <tr> <td>ニ</td> <td colspan="3">前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程</td> </tr> <tr> <td>ホ</td> <td colspan="3"> 次の事項を記載した書類 1 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 2 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 3 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位 5 者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が 20 万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況 a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（b に係る部分を除く。） b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日 </td> </tr> <tr> <td>ヘ</td> <td colspan="3">助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し</td> </tr> </table>				次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。 ※閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。		同 意				する	しない	イ	① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち 10 人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し） ※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの			ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類			ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類			ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程			ホ	次の事項を記載した書類 1 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 2 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 3 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位 5 者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が 20 万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況 a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（b に係る部分を除く。） b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日			ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し		
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。 ※閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。		同 意																																	
		する	しない																																
イ	① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち 10 人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し） ※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの																																		
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類																																		
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類																																		
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程																																		
ホ	次の事項を記載した書類 1 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 2 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 3 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位 5 者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が 20 万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況 a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（b に係る部分を除く。） b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日																																		
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し																																		

（注意事項）

- ・ 認定基準等チェック表第 5 表は、法第 55 条第 1 項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添

認定基準等チェック表（第6、7、8表）

法人名	認定特定非営利活動法人アイセック・ジャパン
-----	-----------------------

認定基準等チェック表（第6表）

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること						チェック欄
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無						
①	②	③	④	⑤	⑥	
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	

認定基準等チェック表（第7表）

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと							チェック欄
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無							✓
①	②	③	④	⑤	⑥	申請時	
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	
注・認定基準等チェック表（第7表）は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。							

認定基準等チェック表（第8表）

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること				チェック欄
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日	

（注意事項）

- ・ 法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に当たっては、認定基準等チェック表（第6表及び第8表）は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表（第6表及び第8表）の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	認定特定非営利活動法人アイセック・ジャパン		チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。			✓
1 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 ^(注1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 二 暴力団の構成員等 ^(注2) 2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります）。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人			

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・無
ロ	拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・無
二	暴力団の構成員等の有無	有・無

2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・〇いえ
---	-----------------------------------	--------

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・〇いえ
---	---------------------------	--------

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・〇いえ
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、 <u>上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること</u> ※その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること ※役員報酬規程等提出書には添付不要	

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・〇いえ
---	---	--------

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・いいえ